測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成二十年八月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　公共測量（一級～三級基準点測量）

二　測量の地域　吉野郡十津川村竹筒地先

三　測量の終了年月日　平成二十年三月二十日